

貸切バスの運賃・料金制度の見直し

第9回 「貸切バス運賃・料金制度
ワーキンググループ」フォローアップ会合
令和5年3月10日

【開催経緯】

- 平成22年12月にバス事業における規制等の見直しを検討するため、「バス事業のあり方検討会」が設置され、平成24年3月に「貸切バス運賃・料金制度のさらなる検討が必要」であるとの最終報告がとりまとめられた。
- また平成24年4月には、「関越道高速ツアーバス事故」が発生し、価格競争の激化に伴い、安全コストを考慮しない発注が広がっているといった貸切バス事業の課題が浮き彫りとなった。
- これを受け、平成24年7月に「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」を設置し、以降計7回に及ぶ会合を開催したうえで、平成26年4月より安全コストを反映した現在の運賃・料金制度を導入した。
- 本会合は、貸切バス運賃・料金制度の施行状況等の把握を行い、フォローアップの実施を目的として、設置しているものである。

参考:これまでの開催状況

第1回	平成27年2月3日	(臨時回	平成28年3月7日)	第6回	平成30年11月1日
第2回	平成27年5月27日	第4回	平成30年1月31日	第7回	令和元年6月3日
第3回	平成27年12月17日	第5回	平成30年6月8日	第8回	令和2年2月21日

多くの貸切バス事業者が採用している各運輸局公示の運賃・料金額を含め、制度全般を対象に、現在の経済状況、市場動向及び貸切バス事業者の経営状況を踏まえた見直しを行う。

フォローアップ会合にて検討予定の項目

①運輸局公示運賃・料金額の見直し

- ・貸切バス事業者の要素別原価を調査し、現在の経済状況及び経営状況を踏まえた金額に見直す
(現行額はH26年に公示)

②幅運賃制の見直しの検討

- ・上下限額を届出し、その範囲内で金額を決定する幅運賃制の見直しを検討する

③新たな車種区分の検討

- ・ハイエース等に対応した車種区分の創設を検討する

④点呼点検時間及び走行時間における計算ルールの検証

- ・点呼点検時間→2時間、走行時間→最低3時間にて計算するルールについて、実態を踏まえた検証を行う

⑤回送区間における運賃收受の検証

- ・旅客が乗車しない回送区間における運賃收受について、実態を踏まえた検証を行う

⑥交替運転者配置料金の取扱いの整理

- ・交替地点への運転者派遣等、ツーマン運行時において運転者が同乗しない区間の取扱いについて整理する

⑦新たな年間契約特例の検討

- ・ニーズを踏まえた新たな年間契約特例の創設を検討する

貸切バス業界の環境改善を後押しするため、運輸局公示運賃・料金額の見直しに最速で取り組む。

スケジュール (案)

令和5年3月10日

○第9回「貸切バス運賃・料金制度WG」フォローアップ会合開催

次の2点に絞り議論⇒①公示運賃額の見直し

②幅運賃制度の見直しを検討

令和5年3～5月

○貸切バス事業者の要素別原価の算定

・貸切バス事業者に対し、要素別原価の算定に係る調査を実施 【運輸局】

・調査結果から、新たな公示金額を算出 【本省・運輸局】

令和5年6月

○第10回「貸切バス運賃・料金制度WG」フォローアップ会合開催 (中間とりまとめ)

・新たな運賃・料金額について、WGに報告 【本省】

・運賃料金制度通達 (局長通達) の改正 【本省】 } 6月上旬

○各運輸局において新たな運賃・料金額の公示

・貸切バス事業者において、運賃・料金額の変更を届出 6月下旬

令和5年7月～

○新たな車種区分の検討等、残りの検討項目について、引き続き議論

論点①-1：公示運賃額の見直し

- 各運輸局の公示運賃額は、平成26年から現在まで見直しが行われていない。
- 経済状況の変化や市場動向等を踏まえ、公示運賃額の見直しを行ってはどうか。

論点①-2：要素別原価調査における対象年度

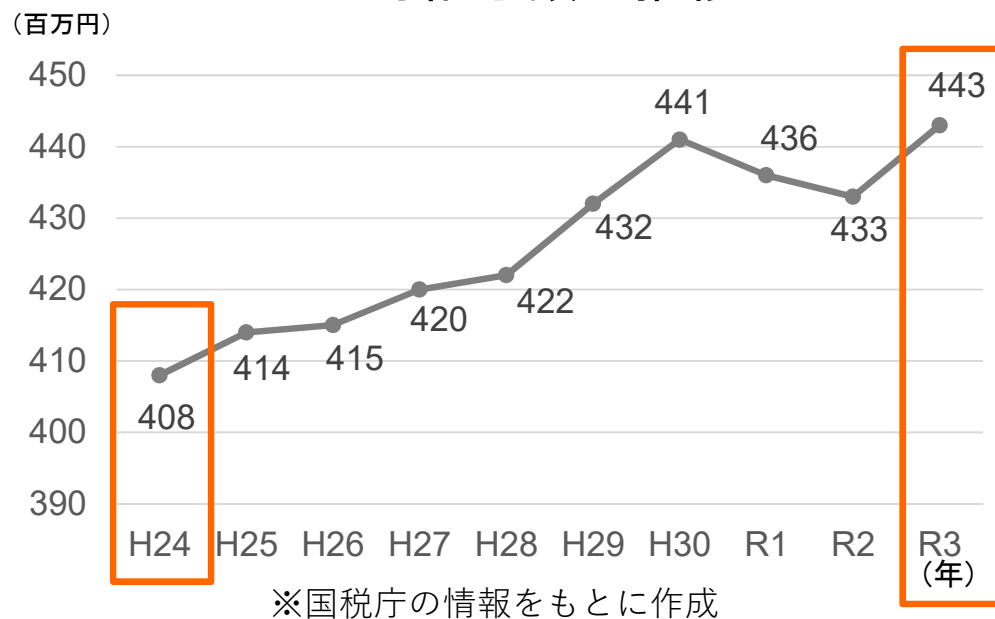
- 公示運賃額の見直しに必要な貸切バス事業者の要素別原価調査の対象年度について、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスの稼働が大きく落ち込み、令和元～3年度実績値では正確な原価を把握できない恐れがあるため、平成30年度としてはどうか。

論点②：幅運賃制度の見直しを検討

- 現行制度においては、算出した基準額をベースに上限+30%、下限-10%の幅で運賃を決定している。
- 実態調査の結果、概ね年間を通じて基準額以下で契約されていることが明らかとなったため、運送原価に適正利潤を加えた運賃を適切に収受できるよう、基準額のみを公示するシンプルな方式に改正してはどうか。

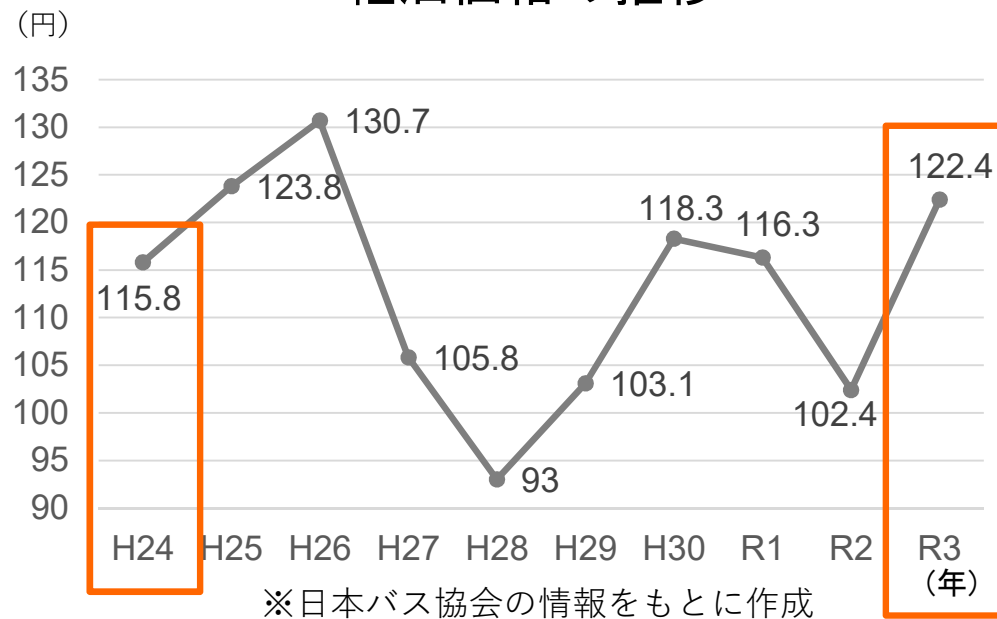
- 平成26年に各運輸局にて公示した運賃額は、現在まで見直しが行われていない。
- また現在、公示している金額の算出基礎となった平成24年と比較して、平均給与額は約10%上昇、軽油価格も約5%上昇している。
- 経済状況の変化や市場動向等を踏まえ、公示運賃額の見直しを行ってはどうか。
- なお、要素別原価の調査手法及び公示運賃額の算出方法については従前どおりとしたい。

平均給与額の推移



平成24年：408万円→令和3年：443万円

軽油価格の推移

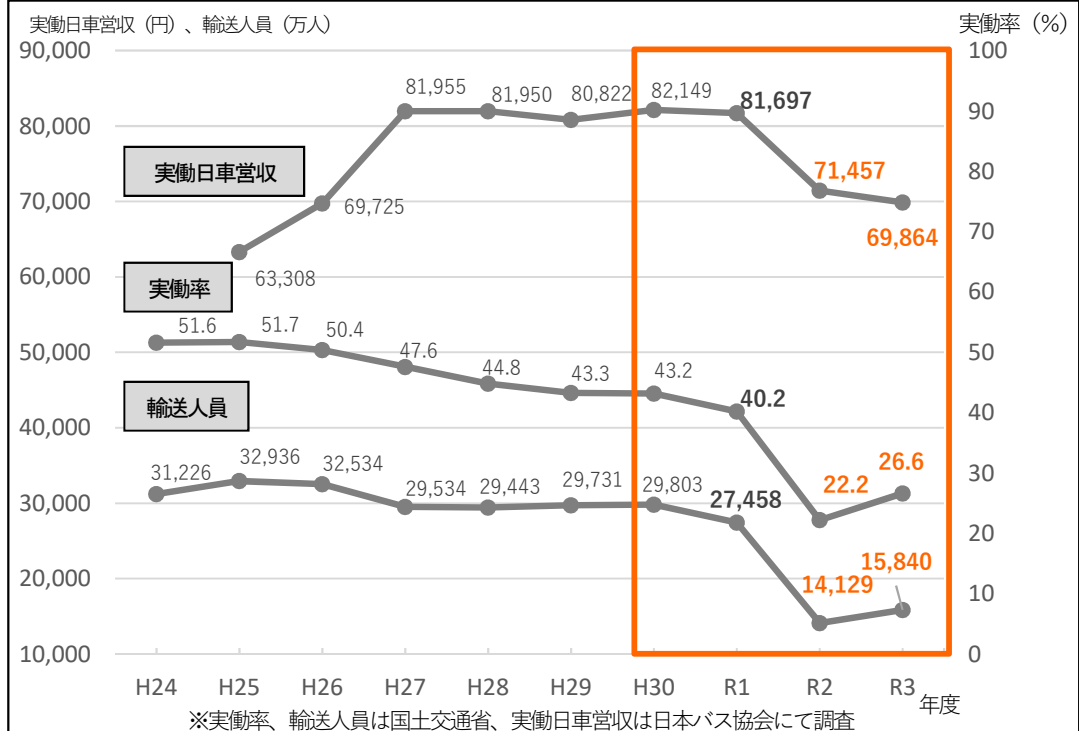


平成24年：115.8円→令和3年：122.4円

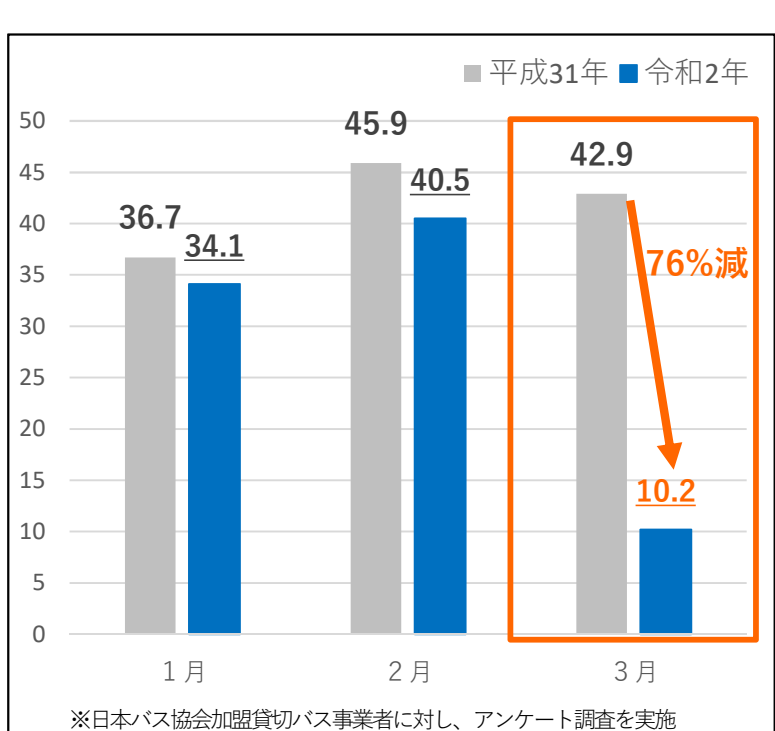
○ 要素別原価調査の対象年度について、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスの稼働が大きく落ち込み正確な原価を把握できない恐れがあるため新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30年度としてはどうか。

新型コロナウイルス感染症による貸切バス事業への影響

□ 貸切バスの概況（過去10年の傾向）



□ 令和2年1月～3月期における貸切バス実働率

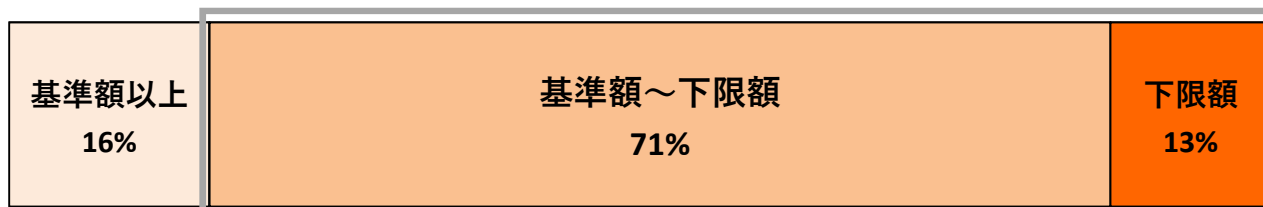


- ・ 実働日車営収、実働率、輸送人員は、令和2年度以降大幅に減少している。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響は令和2年3月から顕著に見られる。

- 現行制度においては、需要の季節変動に応じて、基準額（原価ライン）の+30%（上限額）と-10%（下限額）の幅で運賃が決定される仕組みとなっている。
- 今般実態調査を行ったところ、概ね年間を通じて基準額以下で契約されていることが明らかとなったため、運送原価に適正利潤を加えた運賃を適切に収受できるよう、基準額のみを公示するシンプルな方式に改正してはどうか。

□ 運賃収受実態調査

問. 発注者と運賃額をどのように契約しているか？



- 概ね年間を通じて基準額以上で契約
- 概ね年間を通じて基準額と下限額の間で契約
- 概ね年間を通じて下限額で契約

8割以上の事業者が年間を通じて基準額以下で契約

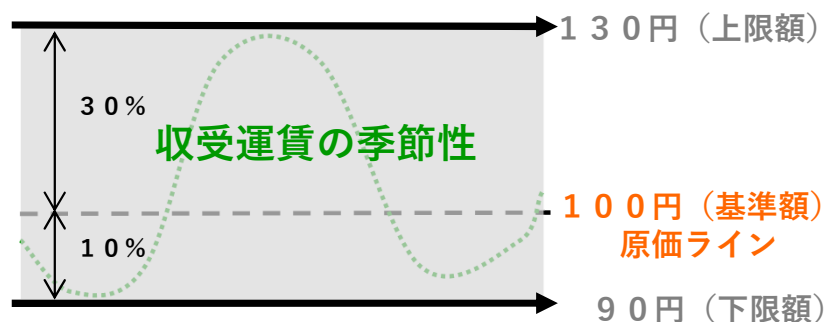
※調査方法: 日本バス協会加盟貸切バス事業者に対して協会よりアンケート調査を実施 n=63

□ 現行

(例)

⇒ 上限額130円、下限額90円を公示

バス事業者と発注者はこの範囲内において運賃額を決定

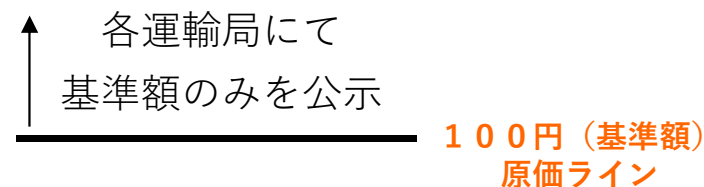


□ 改正案

(例)

⇒ 基準額100円を公示

バス事業者と発注者は基準額以上で運賃額を決定



※基準額を下回る金額で届出を行った場合、変更命令の対象として厳格に審査を実施

要素別原価の調査の流れ

①標準能率事業者の選定の基礎

平成〇〇年度の一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績を基に、実働率と実働日車営業収入を算定

②標準能率事業者の選定

特異な経営事情（譲渡譲受や合併等）があった事業者や小規模事等を除いた事業者のうち、①で把握した実働率や実働日車営業収入等を元に平均的な事業者を選定

③要素別原価の算定

平成〇〇年度における貸切事業収入、要素別原価、総乗務時間、安全コストに係る経費、貸切換算自己資本の算定のため、調査票の記入依頼を実施

④調査票の回収・分析

調査票の回収
提出事業者のうち、標準能率事業者の要素別原価を算出し、時間・キロ当たりの賃率を算出

調査実施スケジュール（予定）

～令和5年3月

令和5年4～5月

令和5年6月

要素別原価等の調査項目

貸切事業収入

- 営業収入
 - ・運送収入
 - ・運賃収入
 - ・料金収入
 - ・運送雑収
- 営業外収入
 - ・営業外収益
- 全事業に対する貸切事業の収入比率(%)

要素別原価

- 運送費
 - ・人件費（基準賃金、年間臨給、退職金、厚生費）
 - ・人件費（基準外賃金） // 燃料油脂費 // 車両修繕費
 - ・車両減価償却費 // 自動車税 // 自動車重量税
 - ・自動車損害賠償責任保険料 // 車両保険料
 - ・その他経費（手数料）
- 一般管理費
 - ・人件費
 - ・その他経費
- 営業外費用
 - ・金融費用
 - ・その他費用
- 適正利潤

乗務時間

- 総乗務時間実績（全運転士の乗務時間の総合計）

安全コスト(3か年分の実績及び計画)

- 安全措置又は安全関係設備への投資額及び計画額
 - ・貸切バス安全性評価認定経費 // 先進安全自動車の導入
 - ・デジタル式運行記録計の導入 // ドライブレコーダーの導入
 - ・事故防止コンサルティング経費 // ITを活用した運行管理機器

貸切事業に係る資本報酬

- 負債合計=A
- 負債及び資本合計 C=A+B
- 貸切事業用資産
 - ・車両簿価=E
 - ・その他固定資産簿価=F
 - ・運転資本=G
 - ・ベースとなる資産合計 H=E+F+G
- 資本報酬 I=D×H×資本報酬率
- 資本合計=B
- 自己資本構成比(%) D=B/C